

住宅・建築物の省エネルギー措置に関する事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「法」という。）の住宅・建築物に係る措置における事務処理に関して必要な事項を定め、事務の円滑化を図り、住宅・建築物のエネルギーの使用の合理化に資することを目的とする。

(届出の提出)

第2条 市長は、建築確認申請又は指定確認検査機関から確認した旨の通知を受理した場合等において、当該建築物が法第75条第1項第1号に規定するもの（以下「第一種特定建築物」という。）であり、かつ届出がない場合には、第一種特定建築物の届出について（様式第1号）により、当該建築物が法第75条の2第1項に規定するもの（以下「第二種特定建築物」という。）であり、かつ届出がない場合には、第二種特定建築物の届出について（様式第2号）により、当該建築主等に対し届出をするよう指導する。

(第一種特定建築物に係る届出の審査)

第3条 市長は、法第75条第1項各号に掲げる行為をしようとする者（以下「第一種特定建築主等」という。）から届出を受理した場合には、届出に係る事項が法第73条第1項に規定する判断の基準を満たしているか審査し、第一種特定建築主等に対し、建築物の省エネルギー措置について（様式第3号）による審査結果を記載した通知書を交付する。

2 市長は、前項の通知において審査結果が「著しく不十分」である第一種特定建築主等が変更の届出をしない場合には、第一種特定建築主等に対し、建築物の省エネルギー措置の変更について（様式第4号）により当該計画の変更を指示する。

3 第一種特定建築主等は、前項の指示に従えない正当な理由がある場合には、市長に対し、建築物の省エネルギー措置について（様式第5号）による理由説明書を提出することができる。

4 市長は、前項の理由説明書の提出があり、その内容が指示に従えない正当な理由があると判断した場合には、当該理由説明書を受理する。

(第二種特定建築物に係る届出の審査)

第4条 市長は、法第75条の2第1項に掲げる行為をしようとする者（以下「第二種特定建築主等」という。）から届出を受理した場合には、届出に係る事項が法第73条第1項に規定する判断の基準を満たしているか審査し、第二種特定建築主等に対し、建築物の省エネルギー措置について（様式第6号）による審査結果を記載した通知書を交付する。

2 市長は、前項の通知において審査結果が「著しく不十分」である第二種特定建築主等が変更の届出をしない場合には、第二種特定建築主等に対し、建築物の省エネルギー措置の変更について（様式第7号）により当該計画に関し必要な措置をとることを勧告する。

(報告の提出)

第5条 市長は、法75条第5項及び法75条の2第3項に基づく報告（以下「報告」という。）が必要な者（以下「報告対象者」という。）に対し、建築物の省エネルギー措置の定期報告について（通知）（様式第8号）により報告を提出するよう通知する。

2 市長は、報告期限を過ぎても報告の提出がない者（以下「督促対象者」という。）に対し、建築物の省エネルギー措置の定期報告について（督促）（様式第9号）により報告をするよう督促する。

(報告の審査)

第6条 市長は、報告対象者から報告を受理した場合には、報告に係る事項が法第73条第1項に規定する判断の基準を満たしているか審査し、審査結果が「著しく不十分」である報告者に対し、建築物の維持保全状況について（様式第10号）により、建築物の維持保全状況の改善について（様式第11号）による是正計画書の提出を指導する。

2 市長は、前項の指導のあった報告者が是正計画書を提出しない場合には、報告者に対し、特定建築物の維持保全状況について（様式第12号）により維持保全をすべき旨を勧告する。

(台帳その他)

第7条 市長は、第2から第6までの事務処理について所定の電子台帳に必要事項を記載し、当該建築物が滅失し、又は除去されるまで保存する。

2 届出及び報告は物件毎に整理し、届出については15年保存、報告については3年保存とする。

附則

この要領は、平成24年4月1日から実施する。